

鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内に本社のある中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）に対し、正規雇用に係る求人情報の発信に必要な経費の一部を助成することにより、大学生、工業高等専門学校生、専修学校生及び一般求職者（以下「求職者」という。）に県内中小企業への就職を働きかけ、求人と求職のマッチングを図るとともに、県内中小企業の人材確保と求職者の県内就職を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表の第5欄に定める額を限度とし、千円未満の額は切り捨てる。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(事業計画書の提出及び採択)

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、県が別途定めるところにより、採択申請書及び必要書類を、事業を開始する日の30日前までに提出するものとする。

2 県は、採択申請書の提出があり、その総額が予算額を超える場合は、次の順位により計画の採択の可否を決定し、その結果を通知するものとする。

- ① 過去に本事業の利用実績が少ない者
- ② 過去3年間の採用実績が少ない者

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴うもの
- (2) 補助事業の交付目的の達成に支障をきたす又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

なお、本事業における補助事業完了日は、補助対象経費を支払った日とし、支払日以降に別表の第3欄に掲げる事業を引き続き行う場合は、随時、事業の進捗状況を報告するものとする。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月8日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行し、令和5年度の事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
鳥取県 中小企業の求人情報 発信支援事業	次の要件をすべて満たす者 (1) 県内に本社のある中小企業 (2) 県が開催する企業採用力向上のための研修に参加又は参加予定 (3) 従業員のうち過半数が県内在住又は県内在勤 (なお、本補助金の活用は各年度1回とし、最大3回までとする。)	消費税及び地方消費税額を除いた次の経費 (1) 就職情報サイトへの掲載料 (2) 求人広告の掲載料（デジタルサイネージ掲載費、公共交通機関での広告掲載費等） (3) WEB上で行う企業説明会の開催経費 (4) WEB上で公開する企業説明の動画制作費 (5) 追加経費（上記（1）から（4）のいずれかを行う場合に限る。） ア ホームページ作成経費（求人情報発信を主目的としたものを対象とし、企業案内等を含むホームページ本体の作成経費、プロバイダー料、保守管理費用等の求人情報発信に直接関係しない経費は対象外とする。） イ パンフレット作成経費（求人情報発信を主目的としたものに限る。） ※ただし、他の用途への汎用性が認められる機器類（パソコン、タブレット、カメラ等）の購入経費は対象外とする。	1 / 3	300 千円

年度鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業（計画・報告）書

1 事業実施主体

企業名及び代表者名	
所在地	
連絡先電話番号	
メールアドレス	
ホームページ	
担当者職・氏名	

2 事業の目的

3 事業の概要

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 計画採択に係る審査項目

(1)過去の本補助金の活用状況	有 年度補助金を活用 ・ 無 ※過去に本補助金を活用したことがある場合は、「有」に○のうえ補助金の年度を記載してください。活用したことが無い場合は、「無」に○をしてください。
(2)過去の採用実績	年度 人 年度 人 年度 人 ※過去3年間（申請の前年度以前）の採用実績を記載してください。

（その他留意事項）

(1)本書題名には、該当年度を記載するとともに、計画又は報告の該当する方を表示してください。

(2)「3 事業の概要」には、活用しようとする情報発信媒体の名称、実施（掲載）期間（時期）、数量等を記載してください。

(3)申請の際には、別紙「申請要件確認書」も併せてご提出ください。

(4)事業報告の際には、活用した情報発信媒体の内容が分かる資料を添付してください。

年度鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業収支（予算・決算）書

1 資金調達内訳

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
自己資金等		
そ の 他		
本 補 助 金		下記2の（1）の合計額の1/3以下。かつ上限300千円。
合 計		

2 資金支出内訳

区 分	金 額	備 考
合 計		

※本書題名には、該当年度を記載するとともに、予算又は決算の該当する方を表示してください。

※備考欄には区分ごとに積算根拠を記載してください。

なお、欄が足りない場合は、別葉として添付しても構いません。

※県外事業者に発注せざるを得ない場合については、備考欄に理由を記載してください。

※「金額」欄は、すべて消費税を除いた額で、千円未満を切り捨て千円単位で記入すること。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

様

鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課長
（ 公 印 省 略 ）

年度鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金交付対象事業の採択結果について（通知）

年度鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業採択申請書で提出のあった事業について、鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金交付要綱（平成23年3月30日付第201100001555号通知。以下「交付要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり結果を通知します。

（採択の場合）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）及び交付要綱により 月 日（ ）までに補助金交付申請手続を行ってください。

（担当・連絡先）

記

採択結果

年 月 日

様

鳥取県知事

（印）

年度鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業」とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 補助交付額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金は、金 円とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県中小企業の求人情報発信支援事業補助金交付要綱（平成23年3月30日付第201100001555号商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算出した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。